

埼玉県信用金庫が実施する コスモプラス株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、埼玉県信用金庫が実施するコスモプラス株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2025 年 5 月 30 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

コスモプラス株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：埼玉縣信用金庫

評価者：埼玉縣信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、埼玉縣信用金庫がコスモプラス株式会社（「コスモプラス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、埼玉縣信用金庫による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。埼玉縣信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、埼玉縣信用金庫にそれを提示している。なお、埼玉縣信用金庫は本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用

創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

埼玉縣信用金庫は、本ファイナンスを通じ、コスモプラスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、コスモプラスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

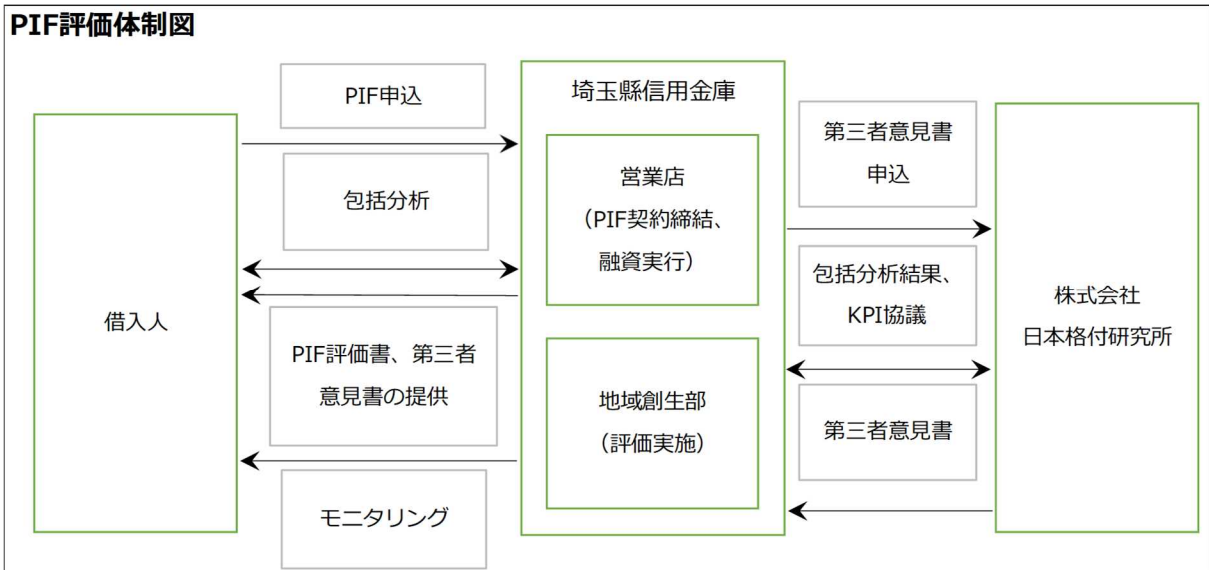
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、埼玉縣信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 埼玉縣信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：埼玉縣信用金庫提供資料)

(2) 実施プロセスについて、埼玉縣信用金庫では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、埼玉縣信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て埼玉縣信用金庫が作成した評価書を通して埼玉縣信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、埼玉縣信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるコスモプラスから貸付人・評価者である埼玉縣信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

玉川 冬紀

玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りや不正確性が存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではありません。また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、損害、付随的損害、派生的損害、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスの見えないリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をしません。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債券イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：コスモプラス株式会社



2025 年 5 月 30 日

埼玉縣信用金庫

埼玉縣信用金庫は、コスモプラス株式会社（以下、「コスモプラス」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たり、コスモプラスの活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業（※）に対するファイナンスに適用しています。

※ 中小企業とは、会社法の定義する大会社以外の企業をいいます

目 次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 沿革
 - 2.3 事業活動
 - 2.4 業界動向
3. サステナビリティ活動
4. 包括的インパクト分析
5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
6. サステナビリティ管理体制
7. モニタリング
8. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	コスモプラス株式会社
借入金額	100 百万円
資金使途	長期事業資金
モニタリング期間	5 年

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

企業名	コスモプラス株式会社
代表者名	代表取締役 林 宗一郎
本社所在地	埼玉県さいたま市北区土呂町 2 丁目 12 番 20 号コスモスクエア 5 階
創業年・設立年	設立 1987 年 5 月
資本金	30 百万円
従業員数 (2025 年 4 月現在)	314 名
事業内容	調剤薬局の経営 訪問看護事業の運営
主な取引先	一般顧客

■ 事業拠点
 ①調剤薬局

コスモ薬局 大宮	埼玉県さいたま市北区 宮原町 1-83-1	
コスモ薬局 土呂	埼玉県さいたま市北区 土呂町 2-12-20 コスモスクエア 1 階	

【特徴】

- ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応
- ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応
- ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定
- ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備
- ・オンライン服薬指導に対応
- ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い
- ・医療用麻薬の取扱い
- ・医療材料及び衛生材料の取扱い
- ・無菌製剤処理に対応
- ・小児在宅に対応
- ・高度管理医療機器の取扱い

【特徴】

- ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応
- ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応
- ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定
- ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備
- ・オンライン服薬指導に対応
- ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い
- ・医療用麻薬の取扱い
- ・医療材料及び衛生材料の取扱い
- ・小児在宅に対応

コスモ薬局 上落合	埼玉県さいたま市 中央区上落合 9-4-16	
	埼玉県さいたま市 岩槻区仲町 1-12-26	
コスモ薬局 岩槻	埼玉県さいたま市 岩槻区仲町 1-12-26	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応 ・高度管理医療機器の取扱い
きらり薬局 岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区 本町 1-5-3 岩波栄一ビル 2F	

	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応	
コスモ薬局 清河寺	埼玉県さいたま市西区 清河寺 1197-7	
	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定	
コスモ薬局 越谷東	埼玉県越谷市 瓦曽根 2-1-27	
	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応	

そね薬局	埼玉県越谷市瓦曽根 1-20-35	
	埼玉県越谷市新越谷 1-26-2	
コスモ薬局 七左	埼玉県越谷市 レイクタウン 8-10-6	

	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応 ・高度管理医療機器の取扱い	
コスモ薬局 在宅療養 支援センター	埼玉県越谷市瓦曽根 2-9-20	
	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応	
コスモ薬局 明花	埼玉県さいたま市南区 大谷口 5656-1	
	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応	

きらり薬局 レイクタウン	埼玉県越谷市 レイクタウン 8-7-7	
	【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応	
コスモ薬局 蓮田	埼玉県蓮田市根金 1665-5	 【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・小児在宅に対応 ・高度管理医療機器の取扱い ・「災害時用医薬品管理業務等委託契約」における、災害時用医薬品等保管薬局に指定 ・災害等発生時には、市からの要請に基づき、災害用医薬品等を提供

コスモ薬局 黒浜	埼玉県蓮田市黒浜 2945-4	
コスモ薬局 久喜	埼玉県久喜市久喜 中央 2-10-6	
		【特徴】 ・休日、夜間等開局時間外でも調剤及び相談（在宅を含む）に対応 ・お薬相談のほか栄養相談など生活習慣に係る相談に対応 ・改正感染症法に基づく第二種協定医療機関としての指定 ・電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備 ・オンライン服薬指導に対応 ・要指導医薬品及び一般医薬品及び検査キットの取扱い ・医療用麻薬の取扱い ・医療材料及び衛生材料の取扱い ・無菌製剤処理に対応 ・小児在宅に対応 ・高度管理医療機器の取扱い ・「災害時用医薬品管理業務等委託契約」における、災害時用医薬品等保管薬局に指定 ・災害等発生時には、市からの要請に基づき、災害用医薬品等を提供

②コスモ訪問看護リハビリステーション（居宅介護支援事業所併設）

さいたま北	埼玉県さいたま市北区 宮原町 2-129-25	
レイクタウン (コスモ療養通所併設)	埼玉県越谷市 西方 2-10-12	
蓮田	埼玉県蓮田市東 5-8-28	

- 【サービス内容】
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
 - ・課題分析の実施
 - ・居宅サービス計画原案の作成
 - ・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
 - ・居宅サービス計画の説明、同意、交付
 - ・居宅サービス計画の実施状況の把握

- 【サービス内容】
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
 - ・課題分析の実施
 - ・居宅サービス計画原案の作成
 - ・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
 - ・居宅サービス計画の説明、同意、交付
 - ・居宅サービス計画の実施状況の把握

- 【サービス内容】
- ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
 - ・課題分析の実施
 - ・居宅サービス計画原案の作成
 - ・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
 - ・居宅サービス計画の説明、同意、交付
 - ・居宅サービス計画の実施状況の把握

岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区 西原 6-33	
	【サービス内容】 ・利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応 ・課題分析の実施 ・居宅サービス計画原案の作成 ・サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ・居宅サービス計画の説明、同意、交付 ・居宅サービス計画の実施状況の把握	

(当社ホームページより)

③ネットワーク

コスモプラスでは、薬剤師、看護師、療法士、管理栄養士、ケアマネジャーによる地域の多職種チームを目指し、さいたま・蓮田・レイクタウン・岩槻にて4つの訪問看護ステーションを展開している。



(当社ホームページより)

2.2 沿革

1987 年 5 月	有限会社コスモ都市開発設立
1988 年 2 月	我孫子店（1 号店）開局
1988 年 4 月	有限会社コスモ調剤薬局へ社名変更
2002 年 9 月	株式会社コスモ調剤薬局へ社名変更
2013 年 6 月	訪問看護ステーションさいたま北開設
2016 年 3 月	現本社ビル（コスモスクエア）完成
2017 年 1 月	コスモプラス株式会社へ社名変更
2017 年 7 月	コスモ薬局在宅療養支援センター開設
2020 年 7 月	TOROTO（コスモスクエア 4 階）、コワーキングスペース、食堂開設

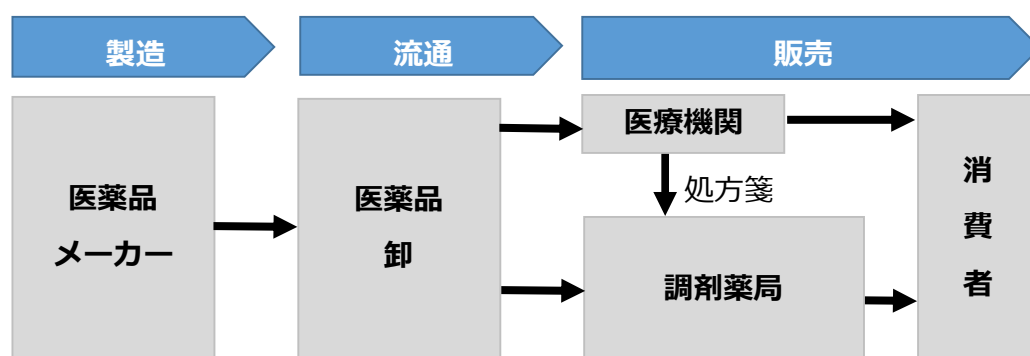
2.3 事業活動

■ 調剤薬局

コスモプラスの主力事業である。

調剤薬局は、医師が発行した処方箋に基づいて医療用医薬品を交付する事業である。調剤薬局では処方箋の内容や患者の略歴を確認し、正確な分量と容量の薬剤を調合して、服薬指導を行ったあとに医薬品を交付しなければならない。医療用医薬品は、医薬品メーカーが製造したものを医薬品卸を通じて調達する。

調剤薬局の利益は、薬剤師の調剤に対して支払われる対価である調剤技術料と、薬剤料と仕入れ価格の差額である薬価差益の2つで構成される。調剤技術料と薬剤料は法定価格であるため、医薬品の仕入れ価格を抑え、薬価差益率を最大化することが収益確保の重要なポイントとなる。



(厚生労働省 薬局に係る業務フローを基に埼玉縣信用金庫作成)

・ 薬局の特徴

①在宅業務・無菌調剤

介護保険制度以前から地域在宅医療への貢献を積み重ね、現在、自宅・施設入居の患者2,000名/月の薬剤管理を担当。地域に根ざした新しい薬局、薬剤師の価値を追求し続けている。在宅業務については、「服薬指導」はもちろん「一包化やカレンダー管理などの服薬支援」「残薬整理」「終末期の緩和ケア」などの業務を行っている。また、退院時カンファレンスや地域ケア会議、担当者会議への参加などを通じて、慣れ親しんだ自宅での生活を希望する患者を支援している。

無菌調整対応店舗では、在宅医療を受ける患者の多くに必要となる高カロリー輸液（TPN）の混注や、疼痛管理に必要な麻薬（注射）の調整を行っている。

その他、施設業務についても、入居者の状態をしっかりと把握し、薬の剤形や服用時点の提案、持参薬の確認など、施設内の薬の管理に関する業務を行っている。医師との往診同行を依頼されることも多く、また介護職に対する薬の勉強会の実施や薬についての相談など施設にとって頼れる薬局となっている。



(当社ホームページより)

②最新の設備

コスモプラスでは、薬剤師が業務に注力できる環境の整備に力を入れ、最新の設備を導入している。

・全自動 PTP(※1)シート払出装置「robo-pick II」

全自動 PTP シート(※1)払出装置を導入し、業務の省力化に貢献し、患者と向き合う時間を創出している。

計数調剤業務を自動化し、2列・10錠の PTP シートだけでなく、増加傾向にあるウィークリーシート(※2)にも対応。

※1 PTP：錠剤の包装形態のひとつ

※2 ウィークリーシート：1シート14錠のもの



・散薬調剤ロボット「DimeRo」

レセプトコンピューターと連携し、薬品の選択から秤量、配分、分割、分包といった散薬秤量調剤のすべてを行う。薬剤師の調剤業務に取られる時間を削減したことで生まれた時間を、服薬指導などの対人業務に充てることができる。



・水剤分注機「mini AQUA II」

自動発行されたラベルを投薬瓶に貼り、庫内にセットするだけで自動分注がスタート。投薬瓶のサイズや薬品、分注量の自動チェックが可能。
(処方内容は薬剤師の確認が必要)



・全自動錠剤包装機「Eser」

調剤業務の多様化に対応し、カラー操作パネル・マルチカセッター・自動線引き装置を備えた全自動錠剤包装機。「最小」×「最速」を実現し、今までより早く正確な一包化ができる機械。



(当社ホームページより)

③人材育成

コスモプラスでは、人材育成にも力を入れている。入社1年目から5年目にいたるまで、継続的な研修制度を用意。各人のキャリアプランを尊重し、社内の人材育成チームが企画運営している。また、人間力と社会力を持った薬剤師を育成するため、研修を通しビジネスマナーや接遇スキルを身につけ医療人としての倫理観の醸成を図っている。

更に、挑戦する薬剤師をサポートする仕組みとして、定期個人面談により個別プログラムを設定。さまざまな資格（専門薬剤師等）の取得をサポートしている。

＜主な取組み＞・疾患別専門研修

- ・学会への参加発表、論文投稿に挑戦
- ・専門領域を磨く分野別研修
- ・保険薬剤師の集大成である管理薬剤師研修
- ・諸外国との制度比較から見える海外研修



（当社ホームページより）

④地域とのつながり

コスモプラスは、人々が暮らす地域社会の一員として行動・貢献している。地域住民の健康に貢献するべく、健康サポート薬局としての機能発揮、コスモ健康フェア、くらしの保健室等を行っている。



（当社刊行の月刊誌たんぽぽを抜粋）

無料 栄養相談を受け付けています

こんなお悩みのある方

まずは当薬局スタッフへお気軽にお声がけください！

- 減塩ってどうやってやったらいいの？ ●中性脂肪を減らすにはどうしたらいいの？
- バランスの良い食事って？ ●今の食事で大丈夫かしら？



相談までのかんたん3ステップ



相談日を受診日に合わせて実施することも可能です。



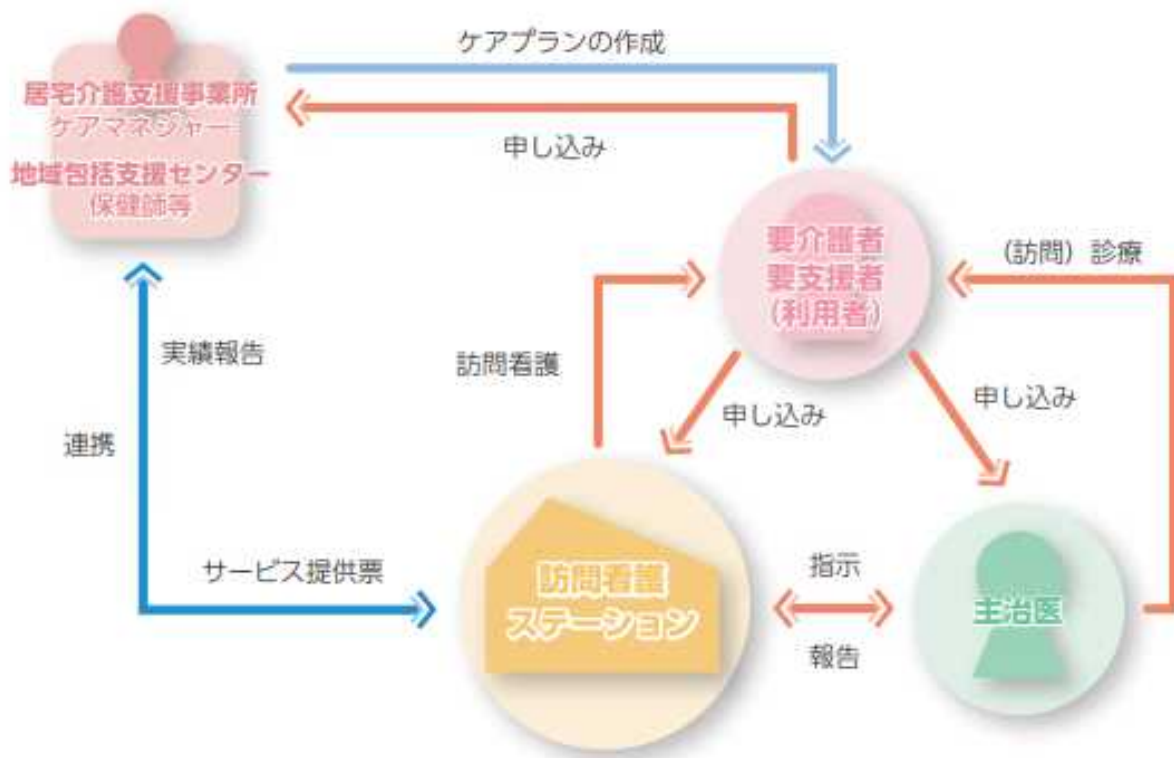
コスモ薬局 土呂

相談受付電話：048-782-9620

■訪問看護ステーション

・コスモ訪問介護リハビリステーション

訪問看護は、利用者が訪問看護ステーションまたは主治医に利用を申し込み、主治医が訪問看護の必要を認めて「指示書」を交付すると訪問看護師が利用者を訪問し、状態をアセスメントして利用者の希望を聞き、作成した看護計画のもと訪問看護を提供する仕組みである。主治医と訪問看護師は定期的に看護の実施状況を報告し密な連携をとる。介護保険制度では、介護支援専門員（ケアマネジャー）のケアプランに沿って訪問看護計画を立てて看護を行うが、必要に応じてケアプランの変更（訪問回数・時間帯・内容等）を相談し、必要な看護を行う。



（公益財団法人日本訪問看護財団「日本の訪問看護のしくみ」より）

訪問看護ステーションでは、入院患者を訪問して退院時共同指導を行い、在宅では状態のアセスメントを希望に沿って計画を立てる。実施後は評価を行い、ニーズの変化に対応した訪問看護を行う。看護内容は、病状観察、本人への療養指導、リハビリテーション、家族の介護指導・支援、日常生活の介助、服薬管理、認知症や精神障がい者の支援、排泄コントロール・支援、褥瘡（じよくそう）等予防・創傷処置などがある。全国の訪問看護ステーションでは、夜間も含めた緊急時対応は約 10%弱実施し、自宅での看取りは全国で 2%程度実施されている。

※褥瘡とは：寝たきりなどによって、体重で圧迫されている場所の血流が悪くなったり滞ること
 で、皮膚の一部が赤い色味をおびたり、ただれたり、傷ができてしまうこと。一般的に「床ずれ」とも言われている。



（公益財団法人日本訪問看護財団「日本の訪問看護のしくみ」より）

・コスモ訪問看護リハビリステーションの特徴

コスモ訪問看護リハビリステーションは病気や障がいがあっても自宅で過ごしたいと希望される方が「自分らしく生きることを実現できるように看護師が訪問してケアを行ったり、理学療法士等がリハビリのお手伝いを行う。

①居宅介護支援事業所

4 拠点すべてのステーションに併設。病気や障がいがあっても自宅で過ごしたいと希望される方が「自分らしく生きる」ことを実現できるようにケアマネジャーが利用者、家族に寄り添ったプラン作成・調整を行っている。



（当社ホームページより）

②療養通所（児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・日中一時支援）

看護師によるケアが必要な難病の方、ガン末期要介護者、医療的ケア児、重症心身障がい児（者）に安心して健やかに過ごせる場所（デイサービス）、24 時間 365 日ケアをされている家族に少しの休息（レスパイト）を提供している。

2.4 業界動向

■調剤医療費の推移

2023年度の調剤医療費の内訳は、技術料が2兆2,474億円（前年比+5.7%）、薬剤料が6兆41億円（同+5.5%）でその他の特定保健医療材料料が162億円（同+1.2%）であった。総数8兆2,677億円（同+5.5%）と過去10年間で最高額となった。2020年に新型コロナウイルスによる感染拡大の影響を受け患者の来院数が減り処方箋枚数が減少したものの、2021年以降はコロナの影響を受けつつも処方箋枚数を含めて年々増加している。これは、日本の高齢化、特に後期高齢者の増加が影響している。

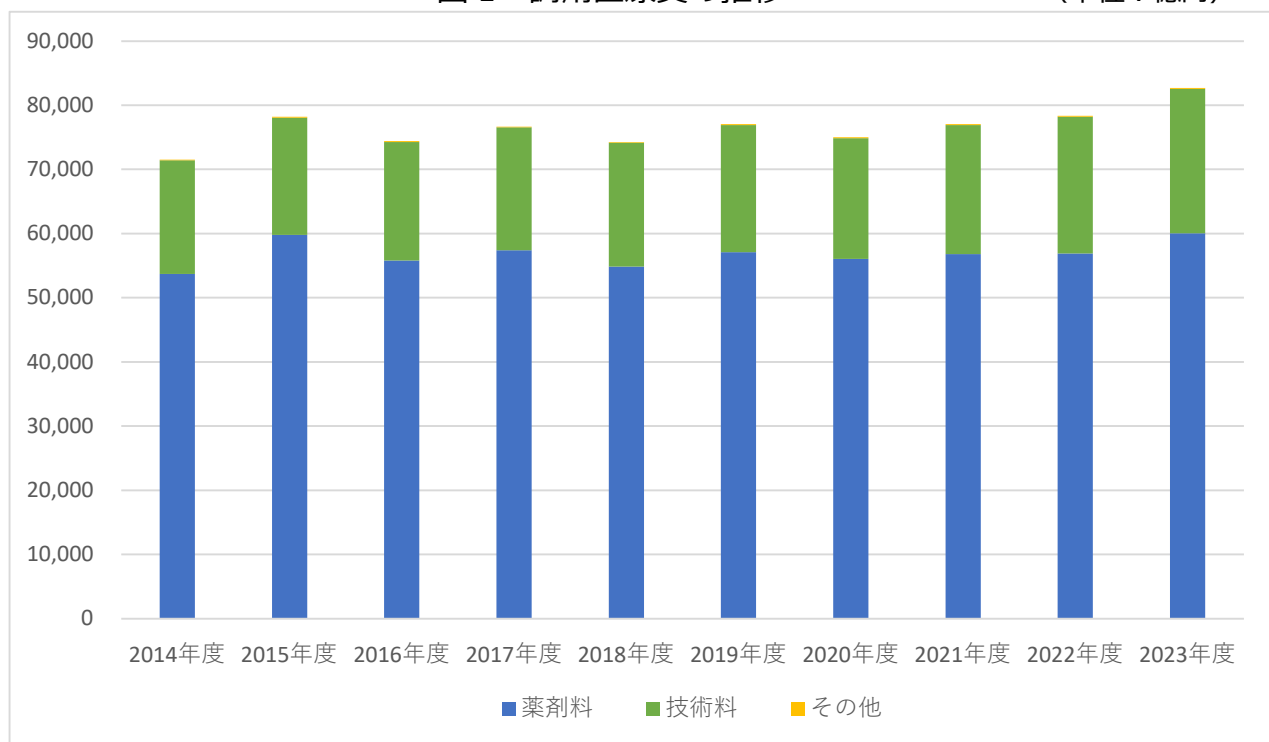
○調剤医療費

（単位：億円）

	総数	技術料	薬剤料	その他
2023年度	82,677	22,474	60,041	162
2022年度	78,333	21,264	56,908	161
2021年度	77,059	20,103	56,800	156
2020年度	74,987	18,779	56,058	150
2019年度	77,025	19,771	57,114	140
2018年度	74,279	19,311	54,834	134
2017年度	76,665	19,122	57,413	130
2016年度	74,396	18,490	55,778	128
2015年度	78,192	18,283	59,783	126
2014年度	71,515	17,682	53,711	122

図1 調剤医療費の推移

（単位：億円）



（厚生労働省 医療保険データベースを基に埼玉縣信用金庫作成）

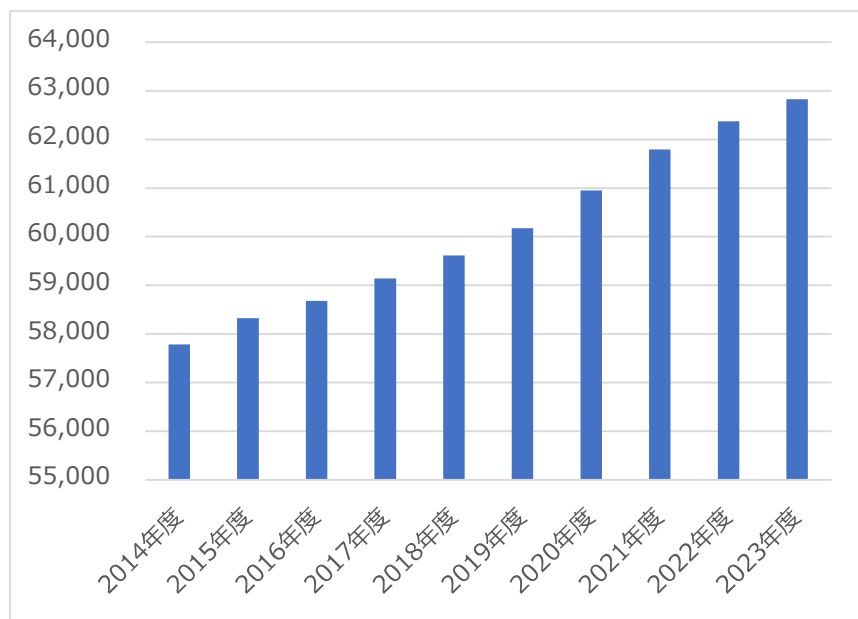
■ 調剤薬局数と薬剤師の推移

・ 調剤薬局数の推移

	調剤薬局数
2014 年度	57,784
2015 年度	58,326
2016 年度	58,678
2017 年度	59,138
2018 年度	59,613
2019 年度	60,171
2020 年度	60,951
2021 年度	61,791
2022 年度	62,375
2023 年度	62,828

(単位：件)

図 2 調剤薬局数の推移 (単位：件)



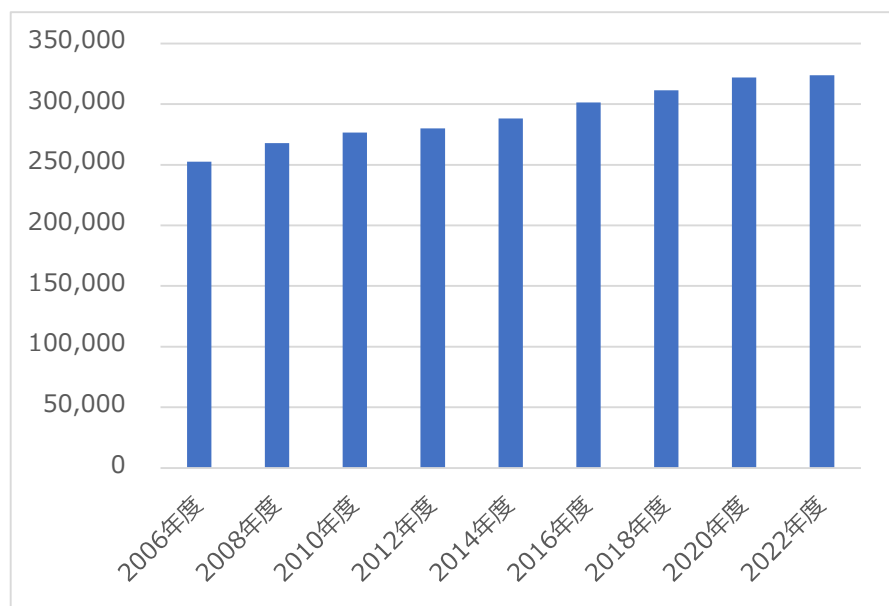
(厚生労働省 医療保険データベースを基に埼玉縣信用金庫作成)

・ 薬剤師の推移

	薬剤師数
2006 年度	252,533
2008 年度	267,751
2010 年度	276,517
2012 年度	280,052
2014 年度	288,151
2016 年度	301,323
2018 年度	311,289
2020 年度	321,982
2022 年度	323,690

(単位：人)

図 3 薬剤師の推移 (単位：人)



(厚生労働省 医療保険データベースを基に埼玉縣信用金庫作成)

現在、調剤薬局はコンビニエンスストアを上回る店舗数となり、年々増加している。大手チェーンが新規出店やM&Aにより店舗数を拡大しているが、業界を取り巻く環境は厳しくなっている。高齢化による医療費拡大を抑制するため、診療報酬や薬価の改定が行われている。2022年4月には、処方率の高い門前薬局（300店舗以上を展開する大手チェーン薬局）に対して、調剤基本料が見直された。調剤基本料と薬価の引き下げは、大手チェーン調剤にマイナスの影響を及ぼしており、今後M&Aによる更なる業界再編の可能性がある。

薬剤師の推移についても、緩やかに増加している状況であるが、調剤薬局業界は慢性的に薬剤師不足の状況に置かれている。これは、大手チェーンによる新卒大量採用、調剤併設ドラッグストアの台頭により、業界を支えている多くの中小調剤薬局まで人材がいきわたっていないことが原因となっている。

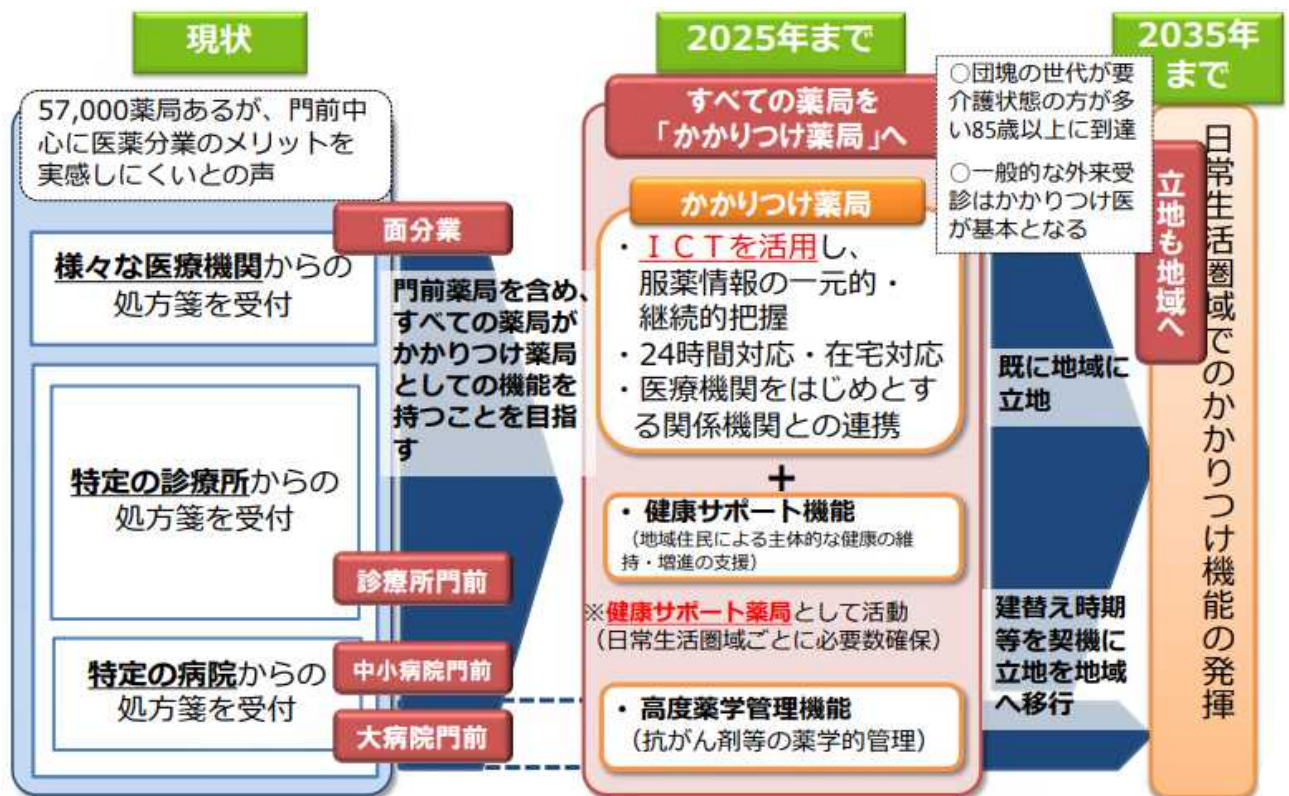
■今後の動向

調剤薬局は、地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関していつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師がいることが重要となる。かかりつけ薬剤師としてクスリ中心の対物業務から、患者中心の対人業務へシフトする必要がある。

厚生労働省が作成する「患者のための薬局ビジョン」においても、かかりつけ薬剤師・薬局が持つ機能として、

- ①健康サポート機能（健康サポート薬局）
国民の病気の予防や健康サポートに貢献
- ②高度薬学管理機能
高度な薬学的管理ニーズへの対応
- ③服薬情報の一元的・継続的把握
副作用や効果の継続的な確認、多剤・重複投薬や相互作用の防止、
全ての医療機関の処方情報を把握
- ④24 時間対応・在宅対応
夜間・休日、在宅医療への対応
- ⑤医療機関との連携
疑義照会・処方提案、副作用・服薬状況のフィードバック、
医療情報連携ネットワークでの情報共有

以上の機能が期待されている。



（厚生労働省「患者のための薬局ビジョン」より抜粋）

・地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことである。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指している。介護保険制度の枠内でだけ完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものとなる。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代と呼ばれる人たちが、75歳以上の後期高齢者となる2025年を目途に、介護保険の保険者である市町村や都道府県が中心となり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくことが目標である。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定されている。

地域包括ケアシステムは、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する。

「住まい」：地域包括ケアシステムの「住まい」とは自宅やサービス付き高齢者向け住宅等を指し、ここで生活を送る。

「医療」：医療は、急性期病院、亜急性期・回復期リハビリ病院の他、かかりつけ医や地域の連携病院を指す。病気になった際の入院などを急性期病院等が担い、日常の医療をかかりつけ医や地域の連携病院が担うという想定になる。

「介護」：介護は、在宅系サービスと施設・居住系サービスに分類される。在宅系サービスでは訪問介護、訪問看護、通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、24時間対応の訪問サービス、複合型サービス等を指し、施設・居住系サービスは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症共同生活介護、特定施設入所者生活介護等を指す。介護が必要となったときに、自宅からの通所あるいは施設へ入所して介護を受けられるような体制を整える。

「予防・生活支援」：予防・生活支援では、老人会、自治体、ボランティア、NPO法人等が主力となり、カフェやサロンの開催、配食+見守り、安否確認、食材配達等を行う。いつまでも元気に暮らすための仕組みを作っていくものである。また、介護予防サービスを積極的に活用し、要支援1あるいは要支援2の人も自宅で暮らしていけるような体制を整えている。



(公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」より抜粋)

3. サステナビリティ活動

コスモプラスでは、感謝される・働き甲斐のある専門性の高い仕事、そして自分らしさを大切にする日常の生活との調和（ハーモニー）を実践する職場を目指し、「ワークライフハーモニー」をテーマに、以下の様な環境・社会・経済へのインパクトを生むサステナビリティ活動を行っている。

【社会面】

■ 健康経営の取組

・「くるみんマーク」認定取得

コスモプラスは、子育てサポート企業として厚生労働大臣から「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」の認定を受けている。

・多様な働き方実践企業 プラチナ認定取得

埼玉県が認定している「多様な働き方実践企業」においても、最高認定である『プラチナ認定』を取得。「男性、女性に関係なく、仕事と育児の両立、ワークライフバランスを大切にしている会社です。男性の育児休業取得を推進しています。」等の宣言を行っている。



<コスモプラス株式会社行動計画>

社員が仕事と子育てを両立し、働きやすい環境を作ることに
 より、全ての社員が、その能力を十分に発揮できるようにする
 ため、次のように策定する。

1. 計画期間 令和6年4月2日～令和8年4月1日

2. 内容

目標①男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

「対策」男性の育児休業取得促進の周知、制度の実施

目標②年次有給休暇の取得促進のための措置

「対策」ワークライフバランスを含め年次有給休暇の取得
 促進のための研修を年に1回以上開催する。

目標③多様な働き方の促進（整備・実践）

「対策」時短勤務、在宅ワーク、テレワーク等の多様な働
 き方について、随時ヒアリング検討を行う。

目標④地域の小中学生（社員の子供も含む）を対象に、
 薬局・薬剤師を体験できる「ちびっこ薬剤師」を
 開催する。

「対策」ちびっこ薬剤師の定期的な開催

目標⑤子ども食堂を開催する。地域のこどもの健全な育成
 のために、子ども食堂を開催する。

コスモ社員の参加によって支援する。

「対策」子ども食堂の開催



（当社ホームページより）

・男性の育児休業取得日数

男性の育児休業取得日数（正社員一人当たり） 2023年7月～2024年7月	20日
--	-----

▶ 時間外労働時間

直近 1 年間における正社員の時間外労働時間は月平均で 2 時間である。業種平均より低いものの、当社の事業は拡大しており、さらなる成長が見込めるため、業務効率化を進めつつ着実に事業を成長させていく方針である。

時間外労働時間（正社員・月平均） 2023 年 7 月 ～2024 年 7 月	2 時間	業種平均(※) 6.7 時間
--	-------------	-------------------

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和 5 年度分確報）医療、福祉業 - 一般労働者

▶ 有給休暇の取得推進

直近 1 年間における年間有給休暇取得率は 92.1%と、業界平均と比較して高い。今後も事業の成長・拡大に伴い、社員一人ひとりの業務負担は増加が見込まれるが、人員の増加や業務効率化により、有給休暇を少しでも多く取ることができるよう図っていく方針である。

有給休暇取得率（正社員 1 人あたり平均） 2023 年 7 月 ～2024 年 7 月	92.1%	業種平均(※) 66.8%
---	--------------	------------------

※ 厚生労働省「令和 5 年就労条件総合調査」 医療、福祉業

■ TOROto（トロト）

コスモプラスでは、食・健康・医療をテーマに地域の幅広い世代の方々とつながれる場所として 2020 年 9 月に「TOROto」をスタート。ほっとできるリビングに在るような空間を提供したいという思いで歩みを進めてきた。

2024 年夏にはシェアリビングや飲食店シェアキッチン、菓子製造スペースが併設された新店舗「TOROto PLUS」をオープン。

食堂兼カフェとしての「TOROto」と合わせてより良い空間とサービスを提供している。



（当社ホームページより）

▶ 「TOROto」

コスモプラスの本社（コスモスクエア）4 階にて運営。広々としたスペースで旬の食材や伝統的な製法で作られた調味料を使用した体に優しいお昼ご飯を提供している。

また、地産地消にも取り組んでおり、こだわりのドリンクやスイーツ等のカフェメニューも豊富に取り揃えている。

・「TORoto」で出来ること

○ランチ



○カフェ



○シェアリビング



○レンタルスペース



○レンタルキッチン



○認定栄養ケア・ステーション



(当社ホームページより)

・「TOROto PLUS」で出来ること

○飲食店シェアキッチン



○菓子製造スペース



○くらしの保健室



(当社ホームページより)

■地域貢献活動

コスモプラスでは、地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として行動・貢献している。

・健康サポート薬局

コスモ薬局土呂は、厚生労働大臣が定める一定基準を満たしている薬局として、薬のことはもちろん、介護のこと、生活習慣や食事・栄養面についてなど、様々な健康に関するご相談にお答えし、地域住民の健康サポートを積極的に行っている。

・健康相談

専門知識を持った薬剤師・管理栄養士が相談に応じている。

・健康イベント

お薬、食事、アロマなどを通じて健康を目指すコスモサントマルシェを定期的で開催している。

・健康チェック

体組成計や血糖測定機器などを用いて、データに基づき薬剤師・管理栄養士がアドバイスを行っている。

・栄養相談

薬局内、コスモ健康フェア等で、管理栄養士が地域住民の食の悩みを伺い、レシピの提案やアドバイスを行っている。

・栄養と生活

管理栄養士が編集、患者を対象とした情報チラシ「栄養と生活」を作成し、来局された方にお渡ししている。年4回、季節感のあるレシピと健康に役立つ情報を発信している。



(当社ホームページより)

・職場体験

普段は入ることのできない調剤室で薬剤師の指導の下、薬剤師が使用している設備を使い、ラムネなどの偽薬で一連の業務体験を行っている。

・ちびっこ薬剤師

お子さまを対象としたイベントである。実際の薬剤師の仕事体験を通して薬局を身近に感じてもらうことが出来る家族に人気のイベントである。

併せて、高校生を対象とした「高校生薬剤師」も行っている。職場体験終了時には「修了証書」を発行。白衣を着用し、投薬では家族を相手にお薬をお渡しする等、将来の職業体験ができることで子供たちからは人気のイベントとなっている。



(当社ホームページより)

■薬学生への奨学制度

コスモプラスでは、卒業・国家試験合格後に、当社の薬剤師として勤務する意欲のある薬学生（５・６年生）を対象に奨学制度を設けている。

①奨学金返済サポート（給付制度）

卒業後に受けられるサポート
上限 240 万円（年間 48 万円、月 4 万円）

コスモプラスに入社し勤務している期間において、奨学金返済金額の一部（月 4 万円）を完済するまで上限 240 万円（年間 48 万円）、最大 5 年間支援する制度。



(当社ホームページより)

②奨学金（貸付金制度）

在学中に受けられる奨学金
総額 96 万円

大学卒業後、薬剤師として当社の薬局で 3 年間勤務された場合、返済免除の規定あり。

③ZELKOVA 奨学生（ZELKOVA×コスモ薬局）

ZELKOVA 奨学生として家賃補助が受けられる制度。

大学近くで生活しながら、ZELKOVA アルバイトと学業に専念できる。

上記①奨学金返済サポート（給付制度）、②奨学金（貸付金制度）のいずれかを組み合わせて利用することも可能。

【環境面】

コスモプラスでは、ICT 活用事業所としてオンライン服薬指導、テレビ電話によるモニタリングを行っている。また、電子処方箋及びオンライン資格確認（マイナンバーカード）に対応し、診療情報・薬剤情報を活用する体制の整備を行うことで、DX を推進し紙資源の削減等に取り組んでいる。

また、各店舗毎に LED への切り替えを行っている。LED 化はおおむね完了しており、電気使用量の削減についても併せて取り組んでいる。

4. 包括的インパクト分析

埼玉縣信用金庫は、所定の手続きに従い、コスモプラスのインパクトを分析・評価するにあたり、第一に UNEP FI のインパクトレーダーによりインパクトエリア及びトピックを確認した。

■ UNEP FI のインパクトレーダーにより特定したインパクト

国際標準産業分類		専門店における医薬品・医療品、化粧品、化粧品等の小売販売 その他の人間の健康活動		
社会	インパクトエリア	インパクトトピック		
	人格と人の安全保障	紛 争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	食 糧	住 居
		健康と衛生	教 育	エネルギー
		移動手段	情 報	コネクティビティ
		文化と伝統	ファイナンス	
	生 計	雇 用	賃 金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	市民的自由	法の支配	
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄	
	インフラ			
	経済収束			
環 境	気候の安定性			
	生物多様性と生態系	水 域	大 気	土 壌
		生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ／ネガティブ双方 のインパクトエリア／トピックを表示)

次にコスモプラスの事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの除外・追加を実施した。

■ コスモプラスの事業活動及び個別要因を加味したインパクトの特定

「教育」

コスモプラスでは、従業員教育に力を入れており、資格取得サポート等をおこなっていることから、ポジティブを追加する。

「賃金」

コスモプラスは不当な賃金格差や低収入、不規則収入といったネガティブな事由はないことから、ネガティブを削除する。また、社員に対する適正な賃金の設定や安定した収入確保に取り組んでいることや社員に対して働きやすい職場環境の提供、人材育成に取り組んでいることから、ポジティブも特定しない。

「ジェンダー平等」

コスモプラスは雇用条件や職場環境に男女の垣根はなく、多様な人材を積極的に採用している。現在は多くの女性従業員を採用しており、管理職に登用し活躍の場を提供していることから、ネガティブを削除する。

「セクターの多様性」

コスモプラスの事業は調剤薬局・訪問看護全てが健康に資するものであり、不健康な人を減らすための取組みである。また、コスモプラスでは人材育成に力を入れており、各人のキャリアアップを尊重した資格取得のサポート、規定及び体制を整えていることから、ネガティブを削除する。

「零細・中小企業の繁栄」

コスモプラスでは地域事業者との連携として「TOROto」を運営を通じ、シェアキッチン・レンタルキッチン等の提供や地産地消に取組み零細事業者へ機会を提供していることから、ポジティブを削除する。

「資源強度」

コスモプラスでは、調剤薬局・訪問看護を通じ、ペーパーレス化等環境に配慮した取組みを実施していることから、ネガティブを追加する。

■ UNEP FI のインパクトレーダー及びコスモプラスの事業活動、個別要因を加味して特定したインパクト一覧

インパクトエリア / トピック	ポジティブ・インパクト (ポジティブ増大)	ネガティブ・インパクト (ネガティブ緩和)
健康および安全性	●	●
健康と衛生	●	
教育	●	
雇用	●	
社会的保護		●
その他の社会的弱者		●
資源強度		●
廃棄物		●

■ インパクトエリア／トピックに対し貢献する取組

各インパクトエリア／トピックに対して、ポジティブ・インパクトの増大や、ネガティブ・インパクトの低減に貢献する当社の取組内容は以下の通りである。取組 No.①～④については KPI を設定する。取組 No.⑤～⑥については KPI を設定しないが、その理由については後述する。

No.	取組内容	特定したインパクトの項目
①	地域との連携による健康増進	ポジティブ・インパクト「健康および安全性」
②	調剤薬局の拡充	ポジティブ・インパクト「健康と衛生」
③	働きやすい雇用環境の整備	ネガティブ・インパクト「健康および安全性」 「その他の社会的弱者」
④	ペーパーレス化の取組み	ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」
⑤	多様な人材の確保	ポジティブ・インパクト「雇用」
⑥	従業員教育の継続	ポジティブ・インパクト「教育」 ネガティブ・インパクト「社会的保護」

5. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

① 地域との連携による健康増進

項 目	内 容
インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック	ポジティブ・インパクト「健康および安全性」
取組の方針及び内容	コスモプラスでは、地域とのつながりを大切にし、健康相談や健康イベントを定期的実施している。 定期的な健康相談・健康イベントを開催することで、地域住民の健康増進を図る。
設定する KPI（経営目標）	・ 2030 年 7 月期までに、健康相談・健康イベントを延べ 100 回開催する

【健康相談・健康イベントの開催回数】

年 度	2024 年 7 月期 実 績	2025 年 7 月期 見 込	2026 年 7 月期 目 標	2027 年 7 月期 目 標	2028 年 7 月期 目 標	2030 年 7 月期 目 標
実施回数	12 回	14 回	20 回	20 回	20 回	20 回

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

②調剤薬局の拡充

項 目	内 容
インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック	ポジティブ・インパクト「健康と衛生」
取組の方針及び内容	・調剤薬局数を拡充し、地域に根差した医療サービスの提供を 充実化させる
設定する KPI（経営目標）	・2030 年 7 月期までに、調剤薬局を 18 店舗とする (2025 年 4 月現在 16 店舗)

【調剤薬局の店舗数】

年 度	2024 年 7 月期 実 績	2025 年 7 月期 見 込	2026 年 7 月期 目 標	2027 年 7 月期 目 標	2028 年 7 月期 目 標	2030 年 7 月期 目 標
店舗数	15 店舗	16 店舗	17 店舗	17 店舗	18 店舗	18 店舗

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。

③働きやすい雇用環境の整備

項 目	内 容
インパクトの種類及び インパクトエリア／トピック	ネガティブ・インパクト「健康および安全性」 「その他の社会的弱者」
取組の方針及び内容	・ワークライフバランスの観点から、有給休暇取得率を向上させる。 ・仕事に積極的かつ意欲が高い人材については、障がいの有無にとらわれず、多様な人材を積極的に採用し、雇用の確保を図る。
設定する KPI（経営目標）	・ 2030 年 7 月期における有給休暇取得率を 94.5%まで向上させる ・ 2030 年 7 月期における障がい者雇用を 7 名まで増加させる

【有給休暇取得率の計画値】

年 度	2024 年 7 月期 実 績	2025 年 7 月期 見 込	2026 年 7 月期 目 標	2027 年 7 月期 目 標	2028 年 7 月期 目 標	2030 年 7 月期 目 標
有給休暇 取 得 率	92.1%	92.0%	92.5%以上	93.0%以上	93.5%以上	94.5%以上

【障がい者雇用の計画値】

年 度	2024 年 7 月期 実 績	2025 年 7 月期 見 込	2026 年 7 月期 目 標	2027 年 7 月期 目 標	2028 年 7 月期 目 標	2030 年 7 月期 目 標
雇用人数	4 名	5 名	5 名	6 名	6 名	7 名

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年性死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	8.5	2030 年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

④ペーパーレス化の取組み

項 目	内 容
インパクトの種類及びインパクトエリア/トピック	ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」
取組の方針及び内容	・ ICT 活用事業者として、電子処方箋等の積極的な活用によりペーパーレス化を推進する。
設定する KPI（経営目標）	・ 2030 年 7 月期における紙の使用量を 2024 年 7 月期使用量と比べ 33%削減する (2024 年 7 月期 300 万枚（発注ベース）)

【紙使用量の計画値】

年 度	2024 年 7 月期 実 績	2025 年 7 月期 見 込	2026 年 7 月期 目 標	2027 年 7 月期 目 標	2028 年 7 月期 目 標	2030 年 7 月期 目 標
紙の使用量 (発注ベース)	300 万枚	300 万枚	270 万枚	240 万枚	210 万枚	200 万枚
削減率 (2024 年 7 月期比)	—	—	10%	20%	30%	33%

▶ 関連する SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲット

関連する SDGs	ターゲット	内 容
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

なお、以下の取組は、インパクトとして特定しているが、下記の理由から KPI は設定していない。

No.	取組内容	インパクト	KPI を設定しない理由
⑤	多様な人材の確保	PI：「雇用」	コスモプラスは事業の更なる成長のため、多様な人材の雇用に努めており、継続して雇用していく方針であることから、KPI は設定しない。
⑥	従業員教育の継続	PI：「教育」 NI：「社会的保護」	コスモプラスは従業員に対し各人のキャリアプランを尊重した研修制度を整備している。また、さまざまな資格の取得をサポートしている。人財育成を通して医療人としての倫理観の醸成を図る方針であるため、KPI は設定しない。

※ PI：ポジティブ・インパクト NI：ネガティブ・インパクト

6. サステナビリティ管理体制

コスモプラスでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役林宗一郎氏を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討した。ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後も、コスモプラスは以下の通りの管理体制にて、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を進めていく。

【サステナビリティ管理体制】

(最高責任者) 代表取締役 林 宗一郎
 (プロジェクトリーダー) 林 慎一郎

7. モニタリング

ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、コスモプラスと埼玉縣信用金庫が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、埼玉縣信用金庫は KPI 達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により KPI を見直す必要がある場合は、コスモプラスと埼玉縣信用金庫による協議のうえ、再設定を検討する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。コスモプラスは、上記の結果、本件モニタリング期間を通じてポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの低減に努めることを確認した。また、埼玉縣信用金庫は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

- ・本評価書は、コスモプラスから供与された情報と、埼玉縣信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、埼玉縣信用金庫は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- ・本評価を実施するにあたっては、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベルパネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件に関するお問い合わせ先>

埼玉縣信用金庫

地域創生部 事業ソリューショングループ

主任推進役 長谷川 洋介

〒 330-0061

埼玉県さいたま市浦和区常盤 5-15-15

TEL : 048 - 824 - 6031

FAX : 048 - 711 - 8130